

お知らせ

下水道法施行令の一部が改正され、 六価クロム化合物の排除基準が強化されました。

令和6年1月4日公布，令和6年4月1日施行

現在，下水道法施行令第9条の4第1項第5号において，特定事業場から公共下水道等に排除される下水に含まれる六価クロム化合物に係る排水基準を定めているところ，今般，六価クロムの人体に対する影響の正確な評価が可能となったことから，環境基本法や水質汚濁防止法といった関係法令に基づく水質基準が強化されることを踏まえ，特定事業場からの下水の基準についても，1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下に強化されます。

○見直し後の特定事業場における六価クロムの下水排除基準

| | | |
|------|-----------|-------------|
| 新基準値 | 0.2mg/L以下 | 令和6年4月1日から |
| 旧基準値 | 0.5mg/L以下 | 令和6年3月31日まで |

※業種により暫定基準があります

電気めっき業

暫定排水基準：0.5mg/L 適用期間：3年間（令和9年3月31日まで）

※六価クロム化合物の基準は，仙台市下水道条例により一般事業場についても適用されます。